

諮詢を要しない軽微な事項について（案）

平成二十年九月三十日 情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会決定第 号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号。以下「法」という。）第一百六十九条ただし書の規定により、審議会への諮詢を要しない事項は、次のとおりとする。ただし、第一項から第三項の規定に該当するものであつても、重要又は異例な事案と認められるものについては、この限りでない。

- 一 法第二十一条第一項の規定による基準料金指数の設定に関する事案のうち、電気通信事業法施行規則（昭和六十一年郵政省令第二十五号。以下「規則」という。）第十九条の五第一項の規定による生産性向上見込率を新たに算定しないもの。ただし、次に掲げるものを除く。
 - 1 規則十九条の五第一項の規定による消費者物価指数変動率として、同条第二項に規定する暦年における消費者物価指数変動率を用いるもの
 - 2 規則第十九条の五第一項の規定による外生的要因を用いるもの
- 二 法第三十条第五項の規定による総務省令の制定又は改廃のうち、勘定科目の分類その他会計に関する手続を定める総務省令の制定又は改廃（法第二十四条の規定による総務省令と異なる勘定科目の分類その他会計に関する手続を定める場合を除く。）
- 三 法第三十二条第二項の規定による接続約款の設定又は変更の認可に関する事案のうち、次に掲げるもの
 - 1 電気通信役務に関する料金を定める電気通信事業者の別を設定又は変更するもの

- 2 接続料の適用対象となる電気通信事業者を変更するものの
- 3 接続料及び接続の条件を変更しない規定の整備
- 四 前三項に規定するもののほか、審議会が軽微な事項として個別に認定したもの